

教育資金が必要な方へ

教育支援資金
のご案内

貸付対象

学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費を必要とする低所得世帯

※教育支援費は、日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子父子寡婦福祉資金などの他制度の借入を優先し、それらの借入ができるまでの「つなぎ資金」としてお貸しします。この「つなぎ資金」を申請された方は、上記他制度の資金についても借入の申込手続を行ってください。

「つなぎ資金」を借入後、上記資金を申請したものの借入できなかった場合は、「不採用証明書」を添付し、継続交付申請を行うことで、残りの在学期間中の教育支援費を借入することができます。

資金の種類

教育支援費：高校、大学又は高専に修学するために必要な経費（授業料など）をお貸しします。

就学支度費：高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費（入学金など）をお貸しします。

貸付限度額

教育支援費 下表のとおりとなります。

（※高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含みます）

学校種別等			貸付限度金額（月額）	
			自宅	自宅外
高等学校	国公立	1年～3年	18,000円	23,000円
	私立	1年～3年	30,000円	35,000円
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000円	22,500円
		4年～5年	44,000円	50,000円
	私立	1年～3年	32,000円	35,000円
		4年～5年	52,000円	59,000円

学校種別等			貸付限度金額（月額）	
			自宅	自宅外
短期大学	国公立	1年～2年	45,000円	51,000円
	私立	1年～2年	53,000円	60,000円
大学	国公立	1年～4年	45,000円	51,000円
	私立	1年～4年	54,000円	64,000円

就学支度費：50万円以内

据置期間

教育支援費：つなぎ資金は1ヵ月、それ以外は卒業後3ヵ月以内

就学支度費：卒業後3ヵ月以内

貸付金利率

教育支援費：無利子

就学支度費：無利子

貸付金の償還

教育支援費：つなぎ資金は一括償還、それ以外は貸付期間の3倍以内

就学支度費：8年以内

申込に必要な書類

○世帯状況別の必要書類

全申込者共通	証明書等	借入申込者世帯全員の収入証明、連帯借入及び連帯保証申込者の収入証明等 (例) 雇用主発行の「源泉徴収票」、市町村発行の「府・市町村民税課税証明書」
	意見書等	民生委員調査意見書等
保護世帯	意見書等	府広域振興局保健所長又は福祉事務所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	在留カード、特別永住者証明書などの窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

○資金種類別の必要書類

教育支援費 就学支度費	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書（写）、継続交付申請をする場合は、日本学生支援機構等の奨学金不採用証明書（所定用紙）
	意見書等	必要経費の見積書（学校発行のパンフレット等）